

議案第12号 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年人事院勧告等に基づき、特別職の勤勉手当の支給月数を0.05月増額改定するもの。

また、市長の給料について、平成28年度においても任期満了までの間、10%カットを行うもの。

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正</p>

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第</p>	

<p>20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>附 則 1～21 (略)</p> <p>21 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>附 則 1～21 (略)</p> <p>21 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>22 平成28年4月1日から平成29年2月2日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>改正 改正</p> <p>追加</p>
--	---	----------------------------

旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和27年小松島市条例第30号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によ</p>	<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によ</p>	

る。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

る。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

改正